

市民自らの政策持とう！

第7回個人演説会

岩国基地公害と安保条約

津田利明（岩国爆音訴訟原告団団長）



日時 2013年8月24日（土）
13:45-17:00

会場 岩国市福社会館

参加者 10名

この演説と、続く自由討論の記録の全文は、次のブログに掲載されます。

<http://blog.goo.ne.jp/simin13401seisaku>

はじめに

岩国は激しい航空機騒音があり騒音軽減のためタッチアンドゴーを硫黄島に移し滑走路の沖合移設を行っている最中に、厚木基地の騒音軽減のため空母艦載機59機の受け皿にされる米軍再編が決められました。艦載機が移駐すると極東一の米軍基地になり、騒音の更なる増加も懸念されるため、住民投票で移駐を否決し、その3年後には騒音訴訟も起こしました。その翌年に普天間判決が出ました。

日米関係において、日本の主権は踏みにじられています。でもその理由が分かりません。「日米安全保障条約と日米地位協定」も読みましたがさっぱり分かりませんでした。しかし、「孫崎亨著：戦後史の正体」「前泊博盛著：日米地位協定入門」を読むと、日本の主権が戦後一貫して削ぎ落とされていく様子やその元凶が安保条約で「密約」「司法への介入」「恣意的な運用」などがあることが分かりました。私はパナマ侵攻など米国がすることを、「もし日本がしたとしたら国際社会はどうするのだろうか」置き換えてみていました。日

本なら袋叩きになるようなことでも、米国は押し通してしまいます。そんなことを念頭に入れ、もう一度「安保条約」読みなおして見えてきた問題と騒音訴訟や普天間判決についてお話したいと思います。

基地公害とは

米軍の航空機騒音、土壌汚染、それに自然破壊などは基地公害です。それを全く規制できないのが問題です。

岩国の基地公害の最大な問題は航空機の騒音ですが、航空機の排気ガス、燃料の空中投棄、廃燃料の野外燃焼などの公害も無視できない問題です。航空燃料には有害物質が含まれており土壌汚染や健康被害が懸念されます。

沖縄は、騒音はもちろんですが、基地返還跡地の有害物、タール状物質、PCB、カドミウム、砒素、6価クロム、フッ素、油分、鉛、アスベストによる土壌汚染が大きな問題になりました。それに自然破壊もあります。未確認ですが、揮発性有機化合物、殺虫剤、重金属、ジェット燃料などの汚染も疑われています。日本にはないと言われていた枯葉剤で健康被害を受けたと元沖縄駐留兵士が米国政府相手に昨年訴訟を起こした報道がありました。岩国に枯葉剤の汚染がないのか気になります。

返還基地の土壌汚染の除去を日本の負担で行っています。爆音訴訟や米軍関係者が起こした事件事故など米国側に責任がある場合の賠償は75%を米国が負担することになっているが負担しないので、日本の負担になっていると言われてしています。

岩国市発行の「基地と岩国」によると、岩国基地は、危険だったから沖合移設

沖合移設は1968年6月F-4Cファントムが九州大学構内に墜落した事故がきっかけで、岩国周辺でも墜落や部品落下、着艦ワイヤーの飛散などが1948～2009年の間に90件の事故があり、2007年10月24日にハリヤーが今津川河口に墜落したことなど、一歩間違えれば工場を巻き込む大惨事になるような事故などが書かれています。

沖合移設の目的は航空機の墜落、搭載物の落下事故から住民の生命財産や化学工場への墜落の大惨事の危険と航空機騒音による日常生活上の障害から「安全で快適な生活環境を実現」させるためと書かれています。

それなのに、騒音が増大する艦載機移駐への疑問

政府は、米軍再編で艦載機を岩国に移駐させ、厚木基地の騒音を解消すると言っていますが、厚木で駄目な騒音は、岩国でも駄目に決まっています。

艦載機が59機と空中給油機15機が移駐すると、2倍の機数になります。しかも、艦載機のパイロットは着艦技量維持に訓練が欠かせないそうです。昼夜関係なく訓練するので、せつかく硫黄島に移した騒音がよみがえるのは確実です。政府は低騒音機以外のNLPはしないとっていますが、FCLPとタッチアンドゴーをしないとはいっていませんので、するでしょう。NLPをしないから騒音が軽減するというのもまやかしです。その言葉を信じてしまった市民もいますが、仮にNLPを岩国以外でするとしても岩国から飛び立ち訓練を終えて帰るのは夜間や夜半過ぎになるでしょう、騒音が軽減と言われても信じられません。その訓練場が今のところありません、岩国で実施する可能性が大です。

ちなみに、FCLPとNLPは空母に着艦する技量試験で、昼間がFCLP、夜間がNLPで

す、それに着艦訓練がありこれらの総称がタッチアンドゴーと言うそうです。

航空機の騒音訴訟

岩国では2009年3月23日に、沖合移設に矛盾する艦載機と空中給油機の差し止める訴訟を起こしました。これまでなかった請求をしている訴訟でもあります。

これまでの訴訟判決は被害賠償のみ認められ、飛行差し止めと将来の騒音被害は却下されつづけるので被害が継続し訴訟が繰り返されています。現在全国で36,452名の原告が訴訟をしています。

最初の騒音訴訟は大阪空港訴訟だそうです。1969年12月1日に提訴、1974年2月1日地裁判決と1975年11月27日高裁判決はいずれも「飛行差し止め、将来を含めた被害賠償が認められる」原告全面勝訴だったそうですが、1981年12月16日最高裁判決では、くつがえり、「飛行差し止めと将来の被害は却下」され「被害賠償」のみ認めたそうです。ちなみに、「航空機騒音に係る環境基準について」は1973年12月27日制定です。

表1 全国の騒音訴訟の来歴

| | 初訴訟 | 継続訴訟の状況 |
|-----------|-------------|----------------------|
| 小松基地訴訟 | 1975年9月16日 | 2008年12月24日第5次2,227名 |
| 横田基地訴訟 | 1976年4月28日 | 2012年12月12日第9次137名 |
| 厚木基地訴訟 | 1976年9月8日 | 2007年12月1日第4次7,054名 |
| 横田基地新横田訴訟 | 1996年4月 | 2013年3月26日905名 |
| 嘉手納基地訴訟 | 1982年2月26日 | 2011年4月28日第3次22,058名 |
| 普天間基地訴訟 | 2002年10月29日 | 2012年3月30日第2次3,417名 |
| 岩国基地訴訟 | 2009年3月23日 | 654名で継続中 |

最も新しい騒音訴訟判決

2010年7月29日普天間米軍基地爆音訴訟等請求控訴事件判決

飛行差し止めは「第三者行為論」で棄却

被告（日本政府）と米軍は条約（安保条約）に基づくものであるから、条約ないし国内法令がない限り、米軍の普天間飛行場の管理運営の権限を制限できない。

爆音の違法性は認めた

抜本的な騒音対策を講じて違法状態を解消していない上、いまだに環境基準の基準値も達成していない。

騒音防止協定を遵守させ、実効ある適切な措置をとっておらず、騒音防止協定は、事実上、形骸化している。

普天間判決の意味

判決当日は、支離滅裂な判決だと思いましたが、今は、違法な爆音の解消は「出来るのに、していない」という判決だと思うようになりました。

普天間判決で違法な騒音をなくするには

1. 米軍を制限できる条約ないし法令を作れば良い。

2. 違法な騒音をだす米軍機の飛行が止められないのであれば、違法な騒音を出す米軍基地をなくすれば良い。

駐留なき安保もあるだろう、海上基地も良いだろう。清水建設は環境アイランド「GREEN FLOAT」なる、直径 3km、中央に高さ千 m の住居タワー設け、上層部住居、下層部を植物工場もつ浮体式海洋建築物構想を持っている。(海面上昇で沈没のキリバス島に提案)



清水建設の環境アイランド構想

3. 米軍機を市街地や居住地域、それに国立・国定・公営など自然を保護する公園地域の飛行禁止にするなどの制限をする。

「戦後史の正体」「日米地位協定入門」「オリバーストーンのアメリカ史 (映像)」などで学んだことと、私が見聞きしたことを整理しました。

参考文献

*¹孫崎亨著「戦後史の正体」創元社 2012年 8月 10日 1,500円税別

*²前泊博盛著「日米地位協定入門」創元社 2013年 3月 1日 1,500円税別

*³オリバーストーンのアメリカ史 (映像 NHK 放送)

アメリカは何をしてきたか？

- *³キューバ危機 (1962年 10月 14日から 28日までの 14日間) アメリカ軍部は核戦争でソ連壊滅を計画していたが直前で世界滅亡から回避された危機。B-52 に核爆弾を搭載しソ連国境を飛行させ、譲歩させた。
- ベトナム戦争での残虐行為は、一般人の虐殺、森林を破壊する枯葉作戦と奇形児の誕生の被害を与えた。
- *¹1965年 4月 3日ジョンソン米大統領が米大学で北爆反対の演説をしたピアソン・カナダ首相の襟をつかみ、片手を振上げ 1時間つるしあげた。それに屈しなかった首相はカナダの英雄扱い
- 1989年 12月 20日パナマ侵攻、他国を武力で踏みにじる行為に国際非難がおきた。
- イランーイラク戦争、イランを抑えるためイラクに武器供与する肩入れをした。
- イラクが大量殺人兵器を持っていると、あらぬ嫌疑をかけて起こされたイラク戦争、イラクを破壊しつくした。
- アフガン戦争

アメリカは、日本に何をしてきたか？

- *²司法への介入
 - ◆ 砂川事件 (当時の田中耕太郎最高裁長官が米国と接触し判決を出していたことに、日本の法律の最高権威者でさえと法律関係者が残念がっていました)
 - ◆ 相模原演習場での農婦射殺事件
- *²日米安保条約と地位協定に関する密約
- *²思い通りに運用する安保条約

- *¹日米経済摩擦や日米構造協議、「交渉担当者が、後ろから矢が飛んでくる、それも首相官邸からだ」。私も、当初は日本が論理的に勝っているとの報道だったのが、米国の思い通りのになった理由がこの本で分かった。

日米安保を思い通りに操る、米国

- *²日米安保は占領を継続し、米国が望むだけ、全国どこにでも基地を造らされる条約でもある。
- *²密約
 - ◆ 米軍関係者の裁判権の放棄
 - ◆ 合衆国軍隊 [米軍] の財産の捜査、差し押さえ、または検証を行う権利の放棄
 - ◆ 合衆国代表者に、合衆国軍用機器の事故現場における救助作業・財産の保護のため、公有・私有財産への立ち入る権利
 - ◆ 有事の統一指揮権は米軍司令官にある
 - ◆ 沖縄返還時の核密約
- 恣意的な運用
 - ◆ *²オスプレイ配備にみられる。拒否出来ない、接受国通報（ホストネーション・ノーティフィケーション＝米軍基地の受け入れ国への通達）
 - ◆ *²一度も実施されることがない「事前協議」：村田良平元外務次官が「[安保改定後、事前協議は]一度も行われたことはない」と『村田良平回顧録』に
 - ◆ *²米軍用機の墜落事故処理：沖縄国際大学へのヘリ墜落事件、米兵が事故現場を封鎖し、警察・消防・マスコミはもちろん、政府高官も排除
 - ◆ *²起訴前身柄引き渡しは「米軍の好意的考慮」
 - ◆ 低空飛行訓練、民間ビルを標的にした攻撃訓練
 - ◆ *²潜水艦の浮上掲旗義務違反
- *²米軍には「日本の国境」はない。
- *²首都圏に外国軍がいればすぐに首都が制圧される。
- 2007年9月11日岩国基地にヘリコプター2機と兵員60名が無通告移駐した。このときの岩国防衛事務所でのやりとりで「米軍には日本国境がないのと同じ、こんなことでは何時でも占領される。強く抗議せよ」との申し入れに、事務官は、「日本は戦争で負けたので強く物が言えない」と答えた。

卑屈になる、国政

- ◆ 日本は戦争に負けたから米国に物が言えない
- ◆ *²アメリカが日本を守ってくれるかなどという疑念をもつこと自体、アメリカに失礼である（元外務官僚天木直人氏が外務省でいわれた）
- ◆ 米軍がいることが抑止力
- ◆ *²「思いやり予算という名」の、超法規的なお金の使用
- ◆ *²米軍再編で実数不明（一説では1万3千人）の米軍撤退費用を定数1万8千人から8千人移動で決定しているが、実数が1万3千人で1万人を残せば実際の移動は3千人である。8千人分の費用負担は不正支出にあたる。

米国は有無を言わせぬ力がありますが、だからと言って他の国は自民党の某首相のように「アメリカのポチ」、米国からは「下士官」と呼ばれるような追従はしません。だから、世界から「対米追従」「米国に追従する 51 番目の州」「日本に常任理事国を与えるのは米国に 2 票あたえることだ」と揶揄され、さげすまれるのです。

米国に物言えぬ日本政治を象徴する言葉が、「日本は戦争に負けたから米国に物が言えない」「アメリカが日本を守ってくれるかなどという疑念をもつこと自体、アメリカに失礼である」「米軍がいることが抑止力」です。

尖閣列島が安保適用されるか再三確認するのはなぜ？

とても不思議ですが、絶えず確認しなければならない理由があるはずです。

そして、いま、安保条約を読むと【安保条約は 6 ページから】

- **第 1 条は、武力の不行使の規定**です、日本が自衛のためとはいえ、先に武力行使はできない。すれば、安保発動の保証はない。
- **第 3 条は、防衛能力の相互援助（集団的自衛権）の規定**ですが、米国上院のヴァンデンバーク決議による集団的自衛権の行使と米国に協力する義務を求められているもので、武力が不足していると言われれば、米国製武器の購入や共同開発もしなければならぬ。
- **第 5 条は、米国の対日防衛義務の規定**です、日本領域で、武力攻撃されたときは共同防衛行動をする規定だが、自国の憲法に従う条件があり日本防衛が約束されてはいない。しかし、在日米軍が攻撃されたときは絶対に在日米軍を守らなければ敵対行為とみなされるであろう。**強者と弱者の関係で見なければならぬ。**
- **第 6 条は、日本全土を米軍基地に提供する義務と事前協議の規定**です、米軍が日本と極東の防衛のため必要といえ、日本は国内のどこにでも米軍基地を作り提供しなければなりません。後段が事前協議の規定だといわれていて「岸・ハーター交換公文」がその文書だそうです。しかし、事前協議は「これまで一度も実施されたことがない」形骸化された規定だといわれています。

かつてソ連が領空侵犯を繰り返していました。今は、中国政府艦船が領海侵犯を繰り返していますが、日本は拿捕も威嚇もしていません。**武力行使の制限は憲法だけではなく安保条約にもあるからでしょう。強行措置をとらず武力衝突が起きないように領海を守る対応を私は評価しています。**

米国は安保条約で日本を守る確約はしていない。

米国は憲法や議会の制約があり、米国の国益の有無でどうするか決められるだろう。しかし、逆の場合は共同軍事行動を日本は拒否できない。それこそが、強者と弱者の関係で見るとそう見えます。

集団的自衛権は米国の要求

安倍自民党政権は、**改憲理由を「米国から押し付けられた憲法」**だからと言っていますが、同じ押し付けられた「**日米安保条約や地位協定**」は、変えようとは決して言いません。だから、押し付けられたからは理由になりません。改憲は「**集団的自衛権**」を行使するため

で、人権と財産権の制限は兵員不足を補うための「徴兵制」と「新基地建設」が容易にできる布石にちがいません。

改憲がだめなら、**憲法解釈の変更**を目論んでいるようですが、憲法解釈が内閣の思いのままできるのであれば、9章改正（議員の3分の2以上の賛成、国民投票の過半数の賛成）を否定することにもなります。

憲法解釈が内閣の都合で自由にできるのであれば憲法は要らないも同然で、「9章改正」の項は無いも同然で、憲法改正と同じです。こんなことはとても許せません。法律も自由に解釈できるのであれば無いに等しい、そんなことをする内閣は即刻変わっていただきたいです。法律も解釈だって自由にされます。

4月28日に主権が回復した根拠がない。

1952年4月28日の講和条約発効した、その日に占領を認める日米安保条約も発効している、その条約は密約で新安保条約にも受け継がれています。

安倍首相はアメリカ占領軍が撤退したときこそが主権回復の日であると肝に銘じていただきたいものである。

「シビリアンコントロールは幻想」とオリバーストーンはアメリカを評して戦争を起こすのは軍人より政治家だといっています。



日本国憲法の前文の末尾は「政治道徳の法則は自国の主権を維持し、他国と対等の関係に立つのが国の責務であり、目的を達成することを誓う」との主旨で締め括られています。

諸悪の根源は主権を主張できない日本政府にあります。そこには米国の圧力と日米安保条約の存在も否定はできませんが。ですが、この精神をいかせる政府をつくることが出来れば日本の主権を保つことができ、日米が対等な関係にもなれます。それができれば、米軍機の騒音公害や基地問題は解決するでしょうし、対米追従国と揶揄もされなくなるでしょう。

それと、改憲がだめなら憲法解釈を変えらばとんでもないことです。平和憲法こそ守るべきです。変えなければならぬのは「日米安保条約」や「地位協定」です。

日米安全保障条約(主要規定の解説)

○第1条

【条約】

締約国は、国際連合憲章に定めるところにしたがい、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和および安全ならびに正義を危うくしないように解決し、ならびにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和および安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

【解説】

国連憲章は、加盟国が従うべき行動原則として、「その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」(第2条4)としており、加盟国は、自衛権の行使に当たる場合や国連安全保障理事会による所要の決定がある場合等国連憲章により認められる場合を除くほか、武力の行使を禁じられている。第1条の規定は、この国連憲章の武力不行使の原則を改めて確認し、日米安保条約が純粋に防衛的性格のものであることを宣明している。

○第3条

【条約】

締約国は、個別的におよび相互に協力して、継続的かつ効果的な自助および相

互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定にしたがうことを条件として、維持し発展させる。

【解説】

この規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をするとの原則を定めたものである。

これは、沿革的には、米国の上院で1948年に決議されたヴァンデンバーグ決議を背景とするものであり、NATO(北大西洋条約機構)その他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行ない、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならないということである。

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。

○第5条

【条約】

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が自国の平和および安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定および手続きにしたがって共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃およびその結果としてとったすべての措置は、国際連合憲章第

51条の規定にしたがってただちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和および安全を回復しおよび維持するために必要な措置をとったときは、終始しなければならない。

【解説】

第5条は、米国の対日防衛義務を定めており、安保条約の中核的な規定である。

この条文は、日米両国が、「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」に対し、「共通の危険に対処するよう行動する」としており、我が国の施政の下にある領域内にある米軍に対する攻撃を含め、我が国の施政の下にある領域に対する武力攻撃が発生した場合には、両国が共同して日本防衛に当たる旨規定している。

第5条後段の国連安全保障理事会との関係を定めた規定は、国連憲章上、加盟国による自衛権の行使は、同理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの暫定的な性格のものであり、自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに同理事会に報告しなければならないこと(憲章第51条)を念頭に置いたものである。

○第6条

【条約】

日本国の安全に寄与し、ならびに極東における国際の平和および安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍および海軍が日本国において基地を使用することが許される。

前記の基地の使用ならびに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国とのあいだの安全保障条約第3条

にもとづく行政協定(改正を含む)に代わる別個の協定および合意される他の取り決めにより規律される。

【解説】

侵略に対する抑止力としての日米安保条約の機能が有効に保持されていくためには、我が国が、平素より米軍の駐留を認め、米軍が使用する施設・区域を必要に応じて提供できる体制を確保しておく必要がある。第6条は、このための規定である。

第6条前段は、我が国の米国に対する施設・区域の提供義務を規定するとともに、提供された施設・区域の米軍による使用目的を定めたものである。日米安保条約の目的が、我が国自身に対する侵略を抑止することに加え、我が国の安全が極東の安全と密接に結びついているとの認識の下に、極東地域全体の平和の維持に寄与することにあることは前述のとおりであり、本条において、我が国の提供する施設・区域の使用目的を「日本国の安全」並びに「極東における国際の平和及び安全の維持」に寄与することと定めているのは、このためである。

第6条後段は、施設・区域の使用に関連する具体的事項及び我が国における駐留米軍の法的地位に関しては、日米間の別個の協定によるべき旨を定めている。なお、施設・区域の使用および駐留米軍の地位を規律する別個の協定は、いわゆる日米地位協定である。

米軍による施設・区域の使用に関しては、「条約第6条の実施に関する交換公文」(いわゆる「岸・ハーター交換公文」)(PDF)が存在する。この交換公文は、以下の三つの事項に関しては、我が国の領域内にある米軍が、我が国の意思に反して一方的な行動をとることがないように、米国政府が日本政府に事前に協議することを義務づけたものである。

- 米軍の我が国への配置における重要な変更(陸上部隊の場合は一個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は、一機動部隊程度の配置をいう。)
- 我が国の領域内にある米軍の装備における重要な変更(核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設をいう。)
- 我が国から行なわれる戦闘作戦行動 (PDF) (第5条に基づいて行なわれるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設・区域の使用。

なお、核兵器の持込みに関しては、従来から我が国政府は、非核三原則を堅持し、いかなる場合にもこれを拒否するとの方針を明確にしてきている。

○第10条

この条文は、日米安保条約は、当初の10年の有効期間(固定期間)が経過した後は、日米いずれか一方の意思により、1年間の予告で廃棄できる

旨規定しており、逆に言えば、そのような意思表示がない限り条約が存続する、いわゆる「自動延長」方式である。本条に基づき、1970年に日米安保条約の効力は延長されて、今日に至っている。

上記「日米安全保障条約(主要規定の解説)」は、外務省のホームページから引用した。「外務省 安全保障条約」で検索すると出てくる。

参考資料

「日米安全保障条約(新)」の全文、および「日米地位協定」の全文と解説は、下記の文献に掲載されている。

前泊博盛編著：本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」。東京：創元社, 2013.3 ￥1,500
p.335-384

自由討論

稲生 第6回までの演説で、民主主義、市民運動、原発、戦争、そして今日は安保の問題、基地公害の問題を話された。今日の話は核心をついた面白い話であったと思う。日本にはいま主権がないのだという結びだった。憲法を守る、安保・地位協定を変える、ということが最も大事だ。日本は主権がない、日本は属国だったといわれる。自立していないといわれる。みなさんどう思われるか。そういうところから議論していきたい。日本が自立して対処していけば変えることができるということだろう。

日本は自立していない

津田 結論は、国民として主権を大事にしていかなばならないということだ。憲法にそう書いてある。国民がそういう考えになれば、そういう政府をつくっていけるだろう。主権があれば日米安保があっても問題はないかもしれないし、地位協定の問題も解決していけるのではないかな。でもその力がない。力がないから何も変えられない。

稲生 解決する力とはなにか。

津田 たぶん日本政府として。東京へ行って外務省で感じたのは、私を目のまえにして「厚木の騒音を岩国に移して厚木の騒音が解決する」と言ったのに、私は腹をたてた。彼は、私はアメリカと協議して一所懸命やったという。その時言ってやった。「あなたがやってきたことは、汗水たらしてやったのかもしれないが、結局岩国市民の人権を無視して決めたことではないか。それは成果ではない。もう一回アメリカと交渉しなさい、はいつくばってでも頑張ってください」と言った。一所懸命協議したと言いつつ、しかし

一所懸命やったからいいという話ではない。企業ではそんなことは通用しない。成果がないと給料に影響してくるわけだから。そういうことを感じて帰った。

主権についてアメリカを説得できるか

平岡 主権がないという話で物事をとらえると問題がずれてしまう。何故主権がないといわれているか、そこから考え、主権がないといわれていることの具体的な内容はどういうことかを考え、何故そうなっているかを考えていく。それによって問題の根源がみえてくるのではないかな。日本の防衛官僚、外務官僚が、厚木の空母艦載機を岩国にもってこることを、アメリカに認めさせることだけでも、大変なことだ。彼ら是一所懸命やったつもりなのだろう。

厚木の艦載機を岩国に持つてくることは何を意味するか、何故それができないのか。アメリカが認めないのか。アメリカにとってみれば厚木から岩国へ移す必要はほとんどない。日本側からみれば厚木基地周辺の600万人が困るより、岩国の周辺60万人が困るほうが量的にも問題が少ないから、そちらの方が良いのではないかと考えたのだろう。空母艦載機が日本にいないからではないかという判断を、アメリカがやっているのか、日本がやっているのか、そこの判断がちゃんとできているかどうかの問題。空母艦載機がどうしても日本にいないからではないということが国民的に合意できるのなら、どこかがひきうけなければならぬ。それが厚木か岩国かということは、国民が議論していけばいい。なぜ艦載機が日本にいないといけないのかということへの国民的な合意ができていないと

いうところに問題がある。

基地の存在は正しいのか

稲生 その議論は、津田さんが論じたことと全くちがう。現状がこうだからというところから考えねばいけない。なぜアメリカ軍事基地が日本にあって、これだけ横暴なことをして人権を無視している、ということから考えなければ、それは解決しない。なぜ基地があるのか、という議論はおかしい。

平岡 私の見方が正しいというのではない。在日米軍が存在することはおかしくないが、日本にいるときの素行とか行動がおかしい、という議論になって良いのかという問題なのだ。

稲生 それも根本的な問題になる。存在すること自体が正しいかどうかだ。

平岡 それも議論しなければいけない。

津川 根本的には敗戦だ。負けたらなにもいえない。何かいえば中国などにせめられる。そこには歴史的な問題がある。なぜ米軍が必要なのかというと中国の問題がある、海軍力、空軍力は必要だ。台湾問題が20年前におこったとき、第7艦隊で阻止したことがある。日本以外の周辺国のことも考えねばならない。日本のことも考えねばならない。そのためには必要である。しかしいろんな問題をおこした米兵の問題がある。アメリカと日本が主従関係になっているという問題になる。負けたのだから、属国といわれる。軍事的にも経済的にも日本は対処できない。経済摩擦がおこるから。そこを周知徹底しておかないと、全部がみえない。

主権の確保が先

井原 敗戦国だから何もいえないといえば、もう何も議論できない。アメリカ軍が日本にとって必要かどうか、それは議論しなければならぬが、それ自体が議論さ

れていない。アメリカ軍が日本に必要なのか、日本を守ってくれるのか、これだけの規模の基地が必要なのか、情報公開したうえで、われわれが主権者として判断しているかどうか。それが出来ていないということが問題。まずそこから主権を確保して。主権とは外務省や防衛省が判断することではなく、われわれ国民が主権者として情報をもって、アメリカ軍が必要かと判断することにある。どの程度の米軍が必要か、空母が必要かどうか、主権国としてその判断をしないままに、米軍は日本を守っているという宣伝をされて、抑止力と宣伝されて、何となくここまでできている。やはり自分のことは自分でできる、そのことが安全保障に関してなされていないということが一番大きな問題である。

津川 国民投票をすればいい。しかしそれはできないだろう。

井原 そんなことはない。それが必要なら国民投票をすればいい。

自立してないのは国民か

河井 「日本が自立していない」というとき、「政権を取っている人たちが自立していないのだ」という見方と、「国民が自立していないのだ」という見方と、ふたつの見方がある。分離できる別のことはないが、どちらが大きいのか。

平岡 井原さんが言ったことを素直にうけいれたい。ただひとつだけ指摘したい。「在日米軍が必要か、安保条約が必要か、ということの判断ができてない」といわれるが、今までの経過からいえば、自民党政権は、日米安保条約が必要で、在日米軍が抑止力としてはたらかねばいけない、日米地位協定の見直しは必要ない、というのが自民党政権がずっと言ってきたことだ。自分たちはこれに反論してき

たが、国民がどこまで自民党と同じ考えをもっているか、自民党とは違う考えをもっているか、そこにわからないところがある。今の政権がどう考えているのか、国民がどう考えているかを峻別することはむずかしい。国民は、日米安保が必要なのか、在日米軍が必要なのか、こんな状態であっていいのか、という疑問はもっていると思う。いままで自民政権のもとでやってきたことがそのまま今につながっているのが現状だ。

河井 国民は腹の底では分かっている、自立している、ということか。

井原 わかっているというか、保守政権のもとで国民にしっかり知らせないで、アメリカと結んできた従属的な条約のもとで、日本を治められてきた。そこでは情報が隠されているから「日本を守っている」ということがかなり利いている。基地について問題があると言っても、多くの人は、そうはいつでも日本をまもっているのだから、という意見である。

河井 最近とくにマスコミなどでそういうふうに報道される傾向がある。

宣伝に飼いならされてきた

井原 とくに尖閣の問題、北朝鮮の問題、それで政府はますます宣伝するから、やはり米軍はなくせない、という意見がでてくる。さきに政府と国民をどう分けるかという問題があったが、根底には国民の意思がある。ごまかしをしないような政府をつくらねばならない。今ではいろんな宣伝のやるままに飼いならされている。本当に米軍が必要かどうかという議論は、別にやらねばならないことだが、沖縄にあれだけの基地があるという現実をみただけでも、本当にあれだけの基地が必要なのか、と率直に思う。外国の基地が日本にあるということは、日本の何

千年の歴史のなかでこの何十年だけで、多分あと半世紀、何十年すれば、基地もなくなってしまう。我々の時代だけが異質だったということになる。今が当たり前じゃないのだ、ということを考えなければいけない。自分たちの国をどう守るのか。アメリカ軍を利用して守るというのか。そういうことならそれでもいいが、議論して、政府を含めて自分たちが主体的に決めるということをやらねばならない。その主権が確保できてないということは、大きいと思う。

津田 私は今回安保条約について勉強したが、軍事戦略上の問題も別にあるが、在日米軍の位置づけとか、ひとつには日米安保が作られたのは、朝鮮戦争の最中だった。その当時、日本の旧軍人を朝鮮戦争に駆り出すために警察予備隊をつくった。そのとき日米安保をむすんで、予備自衛隊をつくった。朝鮮戦争をやるために急遽つくったのではないか。いまの韓国には在韓米軍がいる。韓国、アメリカ、北朝鮮は休戦しているが、いまだに戦争状態。在韓米軍の後方基地が日本だ。それまではソ連をおさえるために必要だった。基本的には在韓米軍の後方支援部隊が在日米軍。だから極東という言葉が大事。韓国に救援にいかねばならない、そのとき日本の基地が使えないということでは困るから、極東という言葉を使う。今は中国があるから、中国を相手に想定するとあまりに近い。一斉に基地をたたかれたら困るから米軍再編する。日本を守るためじゃない。それは安保条約でわかる。米軍が守るということは、政府も一切言わない。そう思っているのは、そう思いこまされているだけだ。それは原発の安全神話と同じだ。思いこまされている。もし日本と中国が戦争しても、米

軍はおいそれと日本に加担することはしない。国民的合意がないとアメリカは動かない。その背景をみないと安保条約は語れない。しかも強者と弱者の関係だ。国際会議で約束したなどと報道されるが、約束を守らないことは沢山あるから、それを信じてはいけない。自己の都合で動く。同じ考えにはならない。その点、アメリカは典型的だ。

平岡 根源的な議論があった。日本の安全をどう守るかということを考えていかねばならない。津田さんが指摘していることをみると、どこを出発点にして議論したらいいのか。日米安保はますます変えられない。在日米軍もますますなくするわけにはいかないというのが、国民の一般的な認識だろう。在日米軍がいることを前提として、われわれは主権者として何を訴えるのか、というのなら議論が深まるかもしれない。

井原 まず根源的な議論を。

津田 日米安保とか在日米軍はそう簡単には整理できない。むずかしいだろうが、主権を主張するのは、根性と意思を示せばできる。できることはやらねばならない。

平岡 形式的にいえば、1年まえに通告すれば日米安保は破棄できる。破棄を議論してもかまわない。しかし破棄を国民が納得するかどうか、むずかしい。

河井 安保条約を今破棄することはできないという理由は二つある。ひとつは軍事的な理由。自衛隊だけでは中国に侵略されても守りきれないと。もうひとつは、アメリカに見捨てられると日本は経済的に生きていけなくなる、という理由。経済的に日本はアメリカにぶらさがっているようなものだ、そういう事情があるのではないか。経済的に離れられないもの

があって、それが自立性をそこなっているのではないか。

井原 軍事的な問題とか、経済的問題とかいろいろある。ここにいる人たちのなかでもいろんな意見がある。いずれは日米安保をなくしたほうがいいのかという意見もあろう。軍事的な関係を将来的にどうするかを議論しておかねばならない。

河井 それをここで議論しようと考えている。

井原 ここだけでなく、国民的な議論をつくさないといけない。政府が情報開示をして、われわれと一緒に考えていく政治をつくっていかないと。今の自民党政権ではそれはできない。国民的な議論にもならない。私は基地は将来的にはなくさねばならないと考えているが、国民が選択するのであれば、将来も必要という意見が多ければ、日本の選択としてしようがない。国民が選択することだ。

河井 鳩山さんがアメリカだけでなくアジア、中国とも対等にやっていかねばいけないといった。平岡さんも論文を書いた。それがだんだんしぼんできた。それが尖閣諸島問題にむすびついてきている。

平岡 いろんなつながりがあった。言っていたことはまちがっていなかった。東アジア共同体的なものを作って行こう、アメリカともアジアともバランスをとった三角形の外交、両方に軸足を置いた外交をしようといった。しかし現実には、アメリカ同盟を進化させることを主張するグループに主導権をとられた。アメリカのジャパン・ハンドラーといわれる人たちは、日本がアジアの方に向かうことを嫌っているいろんなことをやってきた。日、米、アジアの3者の対等な関係をやっつけようというグループは、理論的、実務的基盤をつくることができなかった。

河井 津田さんの自立というのは、正三角形、あるいは二等辺三角形をつくれれば自立に近くなるということなのか。

津田 それはまだわからない。ずっと前に榊原さんがアジア IMF 構想をたて、それがアメリカにつぶされた^{注記 1)}。アメリカはどこへいっても自分が真ん中に座っていないと気が済まないということをやってきた。だから日本がアジアの IMF 構想をやってきたことは、アメリカにとっては困ることで、だからつぶしたのだとみている。

ひっかきまわすアメリカ

河井 アメリカはアジア IMF をつぶしたかった。日本はなぜアメリカの方針に従ったのか。

津田 アジア IMF を作ろうとした。IMF はアメリカが牛耳っている^{注記 2)}。それと似たようなものを作って、日本がアジアで発言力をもつということは、アメリカにとっては許せないことだったのだろう。東南アジアで同じことをやろうとしたときも、アメリカが入ってきてまぜくりかえした。TPP もそうだ。それがアメリカだと思う。

河井 アメリカがそうしたくても、日本がノーといったらいいのではないか。言えないのだろう。言えない人は誰なのか。

井原 政界にも官僚にも沢山いる。民主党政権にもそういう人が力をもって、とうとうそれがなくなってしまった。

望まれる政治家

河井 自立していないのは誰か、ということもそれに関わって来る。

井原 それは政治家と官僚たちだ。

朝井 (自己紹介：昨年度から愛媛大学に赴任。その前は神奈川県で厚木基地のそばで暮した。米軍基地の騒音について社会学的観点から研究、今岩国基地の研究

をして、本や論文を書いている) ものが「言えない」と「言いたくない」とは違う。言えないことと言いたくないことは違うことだが、多分ふたつは重なっている。相手の反感を買うだろうと感ずる。言うのは強い意思が必要。日本はアメリカの属国であるということだろう。それに甘んじていたのは、属国のほうが得だという意見もあった。ものごとを変えたくない、アメリカの反感をおこしたくない。経済的理由も大きい。軍事的依存だけでなく経済的な依存関係がある。摩擦をおこして不要な反発をうけて、日本経済の停滞をまねくと、経済界からの反感をうける。その時代から結果として戦後体制ができあがって、それを現在までずるずるひきずってきた。

相互依存の関係へ

河井 日本が経済的に自立しておれば、アメリカの機嫌をそこねても、そんなにピリピリしないはずだ。

朝井 経済は相互依存の関係だ。

河井 ドイツは EU 体制になって経済的に強大になった。朝井さんはシュパンダーレム基地が強化されてきたと書いたが、この数年はあの基地も縮小している。基地縮小がなぜできたのか。日本でなぜできないか。それは経済的な自立性の問題。ドイツには、アメリカにぶらさがらないでも、ヨーロッパだけでやっていける自信がある。日本はなぜアメリカの機嫌をそこねては困るのかという点を、もうすこし掘り下げて考えて行く必要がある。

平岡 相互依存関係といえば、経済的には、既に、日本とアメリカよりも日本と中国の関係のほうが大きい。しかし日米関係を損ねることを、日米間の経済が冷え込むことを、経済界は恐れている。日中のあいだで尖閣問題で経済関係が冷えこむ

ことにたいして、日本の経済界の人はそれを恐れていることをあまり表に出していない。そこには、日本とアメリカの間には、軍事や経済でなく、日本の友達はアメリカしかいない、そういう精神的異存関係がある。アメリカの軍事基地は許せるが、中国の軍事基地が日本にきたら許せない、と日本人は思っている。

津川 2010年、尖閣諸島に漁船がきた。これがどんどん沖縄まで来る。中国国民はわからないから、われわれの領土だと考える。中国は経済的に大事なものだ。軍事的にも拡大している。今の問題は日米安保。経済的、軍事的に補完している。アメリカ基地があるからだという。いいかわるいか。アメリカだけではなく、中国も必要。安全に戦争しないような仕組みをとろう。安保はどういうものかを知らせるには国民投票するとよい。

朝井 国民投票をして日本に米軍基地が必要かどうかを問うという。学生に米軍基地問題について書かせると、自分は米軍基地の近くに住んでいない、基地はひどいとは思いますが、沖縄や岩国の人にはすまないが、自分の家の近くに基地ができるといったら反対する、などと書く。沖縄の人にはすまないが、日本には米軍基地が必要だという、幻想というか、神話に近い、そういう意識が学生には強い。だとすると現状維持になる。そうすると、岩国とか沖縄の人たちに我慢していただくということになる。

津川 岩国の人には基地に賛成する。基地があると儲かる。経済的に岩国がもうかる。そういうことを考えて基地が必要なのか、国として必要か、市として必要か、考えていくことが必要。

平和を物差しにして

稲生 堂々巡りになる。津田さんは結論と

して、安保、地位協定の実態は変えなければならないという。変えるためには何をやるか。これは憲法との整合性のもとに考えることも必要。日本国憲法には平和、という大きなことがある。これがどうかかわっているか。安保や地位協定はそれを全部ふみにじる方向だ。現状がこうだからというのではなく、憲法の平和主義にてらして現状をどう守っていくか、と考える必要がある。

河井 憲法そのもの、物差しを変えようという流れがでてきた。この物差しをなくしてはいけないということを納得させてからでないで議論しにくい。

稲生 だから、国民投票などをやって議論をおこしていくことも必要。

岡田 この前、私が話したような太平洋戦争を検証していない。若い人にきくと、日本とアメリカが戦争したことを知らない。今のじいさん、ばあさん、今の大人に期待しても無理だと思う。私たちは、知らないままにやらされた。広島では平和学習をやっており、これを風化させてはいけないと言っている。今の高校生などにどう考えるかを聞いて、安保条約や原爆を必要と思うかどうかを聞く。太平洋戦争の史実を知らせて考えさせ、彼らに日本のこれからの行くべき道を考えてもらわないと。老人が考えてもどうしようもない。若者に日本がやってきたことを教えて、これを考えさせる。史実を若い人にしらせて判断してもらい、日本の進路をきめてもらう。それしかない。私たちがどうこう言っても、若い人が知らねばどうしようもない。

河井 岡田さんの教育論はそういう「大人はもうだめだ」というところから出発している。それではあまりに情ない。

井原 教育の内容をきめるのも大人だ。

平岡 誰が教育の中身をきめるのか。今、責任ある大人が共鳴できるような人が教育をやっているのだろうか。

岡田 広島の被爆体験者、沖縄の戦争体験者が発言しなければいけない。長崎の平和式典で、おばあさんが自決しなかったの、私が今日結婚できる、自決しなかったのを嬉しく思うと言った人がいる。事実を子供たちに知らしめて考えさせ、判断してもらうというのが私たちの責任だと思う。

津田 尖閣で漁船の話がでた。あの事件で何があったのか。平岡さんに聞きたい。中国の漁師を逮捕したが、中国がスパイ容疑で日本人を逮捕した。そしたらすぐ漁民を釈放した。このとき何が起こったのか。中国には駐在員が何万人もいる。中国は独裁国家だから、スパイ容疑で日本人をいくらでも逮捕できる。それを恐れて経済界が政府に泣きついた。そういうことがあったのではないか。

平岡 その1年後に、法務大臣として閣僚にはいったが、あの問題はかなりトップシークレットで処理されたという印象だった。尖閣上陸問題には自民党政権時代に前例もある。日本は不法入国で強制送還するだけだった。今回は、逮捕して起訴するかどうかが地方検察庁で調べた。そのやり方は、前原誠司氏が国土交通大臣として、海上保安庁の職員に、いままでのようなルーズなやりかたではいけない、正すべきは正すという立場で激励にいった。今までにない強硬なやりかただった。このとき日本が国内法を適用して強硬にやったことに、中国が反発した。その当時は、私が、内閣府副大臣として遺棄化学兵器処理の開所式典で中国へ行った直後のことだった。

日本の経済界に「早くやれ」という意見

があったのかもしれない。那覇地検が独自の判断で不起訴で送り返すことをした。那覇地検が独自にやったのか、最高検から指示がいつてやったのか、それもわからない。

自民党政権時代は、尖閣は日本の固有の領土であることを主張せず、侵犯問題がおこったら大きく問題にならないように、強制送還だけですませてきた。それを民主党が真面目にやった。そのうえ、石原慎太郎氏が中国を刺激する「尖閣の固有地化」を主張し、混乱を避けようとした野田政権による「尖閣の国有化」で胡錦濤氏の顔をつぶすような形になった。

津田 尖閣諸島には資産価値があるのか。

平岡 地下資源と漁業権がある。石原氏は利権のことはあまり考えていない。中国と日本をもませたいだけだ。

津川 尖閣諸島をちゃんとしようとすれば、ハーグへ行くしかない。漁船の船長は酔っ払いだった。ちょっとしたことで紛争がおこる。ある程度境界をはっきりしておかないと。

平岡 竹島問題は、日本が韓国に対し国際司法裁判所（ハーグ）でやろうといい、韓国は実効支配しているからそれはしないという。

津田 尖閣は日本が実効支配しているのだから、がたがたいう必要はない。

三流の日本の政治家

井原すがこ 国民投票をすればよくわかるというが、抵抗感がある。一番の問題は、外務官僚も防衛官僚も、安保条約はあるというところで、それを変えたくない。それを変えるチャンスは政治家にもあった。アメリカから自立して、二等辺三角形にしてやることができた。しかし日本の政治が三流だったからやれなかった。官僚の手法でやられ、そのままでいたい、

という方針でつらぬいた。国民の意識を変えることも必要である。官僚の態勢を知る人から、政治の頭打ちがわかる人から意見を聞いて、小さい運動でもおこしていけないと、諦めたらそれでおしまい。国民投票をしたら過半数になるとは思わないが、ひょっとしたらそうなるかもしれない。市民革命のように血を流さない政治でやったから、政治にたいする期待もなく、諦めもある。大日本帝国万歳という人も多い。軽々に国民投票をやるというのは問題だと思う。

津川 国民投票でなく、アンケート調査でもよい。

井原すがこ アンケートでそうだったら、ああそうですか、ということになる。

津川 アンケートは参考にするということだ。

津田 さっきから言ったのは、戦後の自民党政権は原発の安全神話と同様、安保条約があればアメリカが守ってくれる、そう思いこませてきた。国民はそれを見抜く目をもたねばいけない。日本は外交が下手だった。ロシアに領土返還の交渉をするのに金をつかわされた。カラフトのガス田をとりあげられた。自民党政権の外交は失政の山だ。それを見抜く目が必要。安保を変えるのも難しい。今あるルールの上を走ることにしたがる。エネルギーを与えるのは国民だろう。安保条約は1年で変えられる。変えるのは大変だが、破棄するのは簡単だ。

河井 今、安保条約を変えないという方向へどんどん進んでいる。

津田 ここに基地があるのは、アメリカの大きな利権だ。集団自衛権の指揮権はアメリカがにぎっている。

河井 アメリカに依存しなければならないというのは、神話とか、気持の問題なの

か。気持や考え方を変えればそれでいいのか。他に変えなければならない要因があるのではないか。

井原 もう少し具体的なことを考えたい。爆音訴訟でも普天間訴訟などで違法だと判決されている。国が改善する義務がみとめられたのだろう。

津田 国は改善しないで放置しているという。

司法に判断を

井原 放置しているから賠償責任がある。裁判では国にその責任あるとなっている。国は改善する努力をしなければいけない。岩国の爆音訴訟の特徴は、艦載機移駐を中止することもはいつていることだ。騒音改善義務が国にあるとすれば、違法状態が移駐で倍加される。艦載機移駐は米軍の違法というより日本政府の違法性である。そういう論点をいうべきだ。アメリカ軍は日本中でオスプレイの訓練ができると言う場合も多いが、そうではない。安保条約、地位協定の規定により、基地として提供されているからだ。訓練区域も、日本政府が提供する手続きが必要だと思う。オスプレイの低空飛行を行っていることを、最近になってやっとアメリカ軍が認めた。この訓練区域は政府が正式に提供したものではない。違法な訓練だ。それも裁判でやるべきだと思う。

平岡 私も同じ問題意識で議員として発言してきた。米軍機の飛行訓練はもともと基地間移動といわれた。ある時から、「飛行訓練は、日本が基地を提供している限り、合理的範囲内のものは許される」と日本政府が認めた。東京の高層ビルの上を飛行訓練することがいいか、問題だが、オスプレイがブラウンルートなどで飛行訓練することには説明もつくと考えられているから、それを裁判ではっきりさせ

ることは必要だ。

井原 これは合理的であるか。違法というかもしれない。司法に訴えると、違法判決をするかもしれない。オスプレイにはそういうことも必要。基地間移動だからどこでもできるという。法律的には詭弁である。司法の判断をもとめることは必要だ。

津田 被害が大きくなると、予見されることを行うのはおかしい、というのが出発点だった。しかし裁判では、今被害が出ていることしか争えないと言われる。将来の被害賠償が認められない。だから被害が続く。司法の判断は庶民の感覚と乖離（かいり）していると思う。

井原 問題があるという判断は示される。オスプレイは政府解釈自体が二転している。基地間移動で説明できなくなって、何でもできるようにした。基地を提供しているのだから基地のなかで訓練すべきだ。どこでやってもいいというものではない。中国山地などは訓練地域として提供されていない。

津田 安保条約には密約や、書いていないこともある。安保条約を上回るような日米共同声明も出ている。それまで含めて理解しなければいけない。だから条約を読んでもわからない。安保条約の条文はあつてないようなものだ。

平岡 オスプレイは、国民の生命、安全にかかわるようなことであるのだから、国内法規を整備して、日本政府もアメリカに対して言えるようにしなければいけない。それはむずかしいことだが、声を大にしたい。

津田 普天間判決は、そういうことがかかっているのは大きいことだと思う。

井原 基地の外のことは日本の法律を適用できる。

朝井 航空法は適用除外とされる。

井原 地位協定によって認められる場合、航空法は適用除外になる。それ以外は航空法を適用できると考えられる。それを無視して勝手に飛行することは許されるとはいえない。

津田 アメリカが言ったらことわれないのだ。弱者は守らねばならないが、強者はそんなことはどうでもいいことになる。戦後だんだん、制限がそがれてきた。今にいたっては何でもできる。

朝井 もともと何の制限もなかった。各基地周辺の住民がうるさいなどいって、飛行協定や日米環境管理基準のようなものを作ったりした。米軍基地を含んだかたちで規制するようになった。爆音訴訟も影響がある。70年代に航空機騒音に係る環境基準ができた。

津田 日本の港湾は自由に使えるようにした。活動範囲を広げることをやってきた。その最後が集団自衛権だろう。港湾、基地も自由に使えるようにするのだろう。

岡田 砂川闘争のとき宮崎善右衛門さんは住民の側に立って戦った。市民の代表者がたたかえば、アメリカも無視できない。市民の代表者が住民側に立ってやってほしい。そういう市長を出さねばいけない。民主主義が大事だということを若い人に教えていかねばならない。

平和教育の必要性

朝井 平和教育は私も受けた。神奈川は平和教育がさかんだった。その小学校の真上を米軍機が飛んでいたが、米軍基地について教わったことはない。過去の戦争と現在の基地の問題とどうつながるのか、それが教えられていない。基地がどういうように教えられているのか。

岡田 それをやらなければいけない。

津川 学校では近代史は教えていない。

井原 政治を教えなければいけない。民主主義など。

井原すがこ 今高校で日本史は必修ではないだろう。

岡田 遣唐使などの歴史をやっていて、昭和 20 年に何があったかは教えていない。

朝井 自分の今の生活とむすびついたことを教えていない。

津川 岩国でも 8 月 14 日に空襲があった。それを知らない。

岡田 サイパンで戦死したことを中学生が調べて、現地に見に行ったという例もある。何でもいい、事実を興味をもって調べるように教えていかねばいけない。

稲生 とにかく変えなきゃいけないということは一致している。どういう道筋でかえていけるかはなかなか難しい。教育、啓蒙、政治、地方自治などの学習もほとんどなされていない。この会としては「啓蒙」ということを挙げている。政治問題、手法問題について政治専門家にはぐらかされたようだが、今の司法は、行政・立法の従者になって判決しているようだ、三権分立ができてない。いい政治家を求

めるというが、どういう政治家を求めるか。今の政治家はめちゃくちゃだ。

そういう意味で、6 - 7 回演説をやってきたが、河井さんから「中間総括をしてみたい」という意見が出た。次回にそれをやることにしていなか。

日本の主権をめざして

河井 そのまえに、津田さんに、今日の演説の結論である「自立性」や「主権」はどうすれば確立できるかについて、現段階での考えを聞かせてほしい。

津田 その答えがあればもう実現しているであろう。憲法に書かれていることを、行政を仕切る人が気概を持ってあたればできると思う。今、走っている道をかえるのが大変なことは知っているが、やらねばならない。アメリカのいいところは、軍事費を削減するといえば削減する。財政再建が必要といえば劇的に実行する。日本はほんの小さなことも実行できない。その違いが大きい。自分のところは困るが、よそならいい、自分は負担したくない、という考えが日本人にあるのではないか。それが問題なのだと思う。

注記

1. IMF 国際通貨基金(こくさいつうかききん : International Monetary Fund) は、通過と為替相場の安定化を目的とした国際連合の専門機関。本部はアメリカ合衆国のワシントン D.C. 2011 年 9 月の加盟国は 187 ケ国。(Wikipedia, 2013.8.29 参照)

2. アジア IMF アジア通貨基金(アジアつうかききん : Asian Monetary Fund, AMF) はアジアにおける通貨基金。国際

通貨基金 (IMF) のアジア版にあたる。1997 年のアジア通貨危機の際、日本は 40 億米ドルの資金調達によってアジア各国を援助した。この成果を踏まえ、日本は AMF 構想を打ち出した。榊原英資らの説得の結果、韓国と ASEAN の賛同は得られたものの、米国と中国が反対を表明、AMF 構想は頓挫することとなった。

(Wikipedia, 2013.8.29 参照)

発言者 (50 音順)

| | |
|-------|--------|
| 朝井志歩 | 松山市道後 |
| 稲生 慧 | 岩国市岩国 |
| 井原勝介 | 岩国市今津 |
| 井原すがこ | 岩国市今津 |
| 岡田久男 | 岩国市本郷町 |

| | |
|------|---------|
| 河井弘志 | 周防大島町日前 |
| 津川道男 | 岩国市昭和町 |
| 津田利明 | 岩国市桂町 |
| 平岡秀夫 | 岩国市楠木町 |